

日弁連人第1001号  
2010年（平成22年）12月8日

各 位

日本弁護士連合会  
事務総長 海 渡 雄 一  
(公印省略)

「あるべき障がい者基本法～権利条約批准に向けての国内法整備の第一歩として～」の開催について（御案内）

当連合会では、この度、別紙チラシのとおり、「あるべき障がい者基本法～権利条約批准に向けての国内法整備の第一歩として～」を開催することといたしました。

障がい者基本法は、障がいのある人に関する国内法の核となるものであり、障がいのある人の権利条約に対応した充実した内容にするため、現在のものから抜本的に改正する必要があります。今回の障がい者基本法改正は、条約批准のための国内法整備の第一歩という極めて重要な位置付けであり、ここで十分な内容の改正が実現しなければ、続く総合福祉法、虐待防止法、差別禁止法等、重要な個別立法が不十分な内容のものとなりかねません。

当連合会でも、人権の守り手としての立場から、障がい者基本法改正案について議論を進めてまいりました。そこで、改正基本法がより良いものとして結実するよう、シンポジウムを企画しました。

多くの方の御参加をお待ちしております。是非、御出席くださいますようお願いいたします。

【本件についてのお問い合わせ先】

本件担当事務局

日本弁護士連合会

人権部人権第一課 日 岡 芳 美

〒100-0013 千代田区霞が関1-1-3

TEL:03-3580-9503（直）/FAX:03-3580-2896

E-mail:hiokay@nichibenren.or.jp

# あるべき障がい者基本法改正 ～権利条約批准に向けての国内法整備の第一歩として～

2006年、国連総会において、障がいのある人の権利条約が採択され、日本は現在、批准に向けて急ピッチで国内法を整備しているところです。

2009年には内閣府に「障がい者制度改革推進本部」（本部長 菅 直人 首相）が設置され、さらにその下に設けられた「障がい者制度改革推進会議」（室長 東 俊裕 弁護士）において、当事者参画型の議論のもと、各国内法の検討が行われており、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向（第一次意見）」が本年6月7日に閣議決定され、年内には第二次意見がとりまとめられる予定です。同会議の委員の半数以上が当事者（この場合は障がい者）なのは、あらゆる政府の審議会では歴史上初めてのことであり画期的です。

そして、障がい者基本法は、障がいのある人に関する国内法の核となるものですから、障がいのある人の権利条約に対応した充実した内容にするため、現在のものから抜本的に改正する必要があります。今回の障がい者基本法改正は、条約批准のための国内法整備の第一歩という極めて重要な位置付けであり、ここで十分な内容の改正が実現しなければ、続く総合福祉法、虐待防止法、差別禁止法等、重要な個別立法が不十分な内容のものとなりかねません。

当連合会でも、人権の守り手としての立場から、障がい者基本法改正案について議論を進めてまいりました。そこで、改正基本法がより良いものとして結実するように、シンポジウムを企画しました。

多くの方のご参加をお待ちしております。

日時：2010年12月20日（月）

午後6時～午後8時

場所：弁護士会館17階1701会議室

参加費無料・事前申込不要

手話通訳・要約筆記あり



- 地下鉄丸の内線・日比谷線・千代田線  
霞ヶ関駅（B1-b出口）から 徒歩1分（会館直結）
- 地下鉄有楽町線  
桜田門駅（5番出口）から 徒歩8分
- 地下鉄日比谷線・千代田線  
日比谷駅（A14・A10出口）から 徒歩10分

## ◆基調報告

「障がい者基本法改正について」

黒岩海映 弁護士

「障がい者基本法改正に関するJDFの見解」

森 祐司 日本障害フォーラム（JDF）政策委員長

## ◆シンポジウム

（パネリスト）

山崎公士 神奈川大学教授

久松三二 全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長

森 祐司

黒岩海映

（コーディネーター）

関哉直人 弁護士

東 奈央 弁護士

お問い合わせ：日本弁護士連合会人権部人権第一課 TEL 03-3580-9503